

令和6年3月1日

入札参加業者 各位

五條市 契約検査課

週休2日（試行）工事の実施について

時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化され、平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）から施行されています。建設事業については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、令和6年4月1日から適用されます。

このことから、令和6年4月1日以降に五條市が発注する工事（災害復旧工事・緊急対応工事及び供用関連工事により早期の完成が望まれる工事等は除く。）について、週休2日（試行）工事の対象とし、特記仕様書に明記することとしましたので通知します。

奈良県五條市岡口一丁目3番1号

五條市役所 市長公室

契約検査課 入札契約係